

○警察官等けん銃使用及び取扱い規範及び神奈川県警察けん銃使用及び取扱い細則の解釈及び運用について

(平成14年5月1日例規第31号／神教発第482号／神装発第187号)

最終改正 平成20年3月27日例規第12号神務発第638号

各所属長あて 本部長

このたび、警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)及び神奈川県警察けん銃使用及び取扱い細則(昭和37年神奈川県警察本部訓令第21号)の解釈及び運用について次のように定めたので、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

おって、次の例規通達は廃止する。

- 1 神奈川県警察けん銃警棒等使用及び取扱い細則の制定について(昭和37年10月1日 例規、神務発第519号)
- 2 神奈川県警察けん銃警棒等使用及び取扱い細則の一部改正について(昭和53年3月30日 例規、神装発第93号)